

市内中小企業の活動を支援 補助金の交付や利子補給を実施

市内の中小企業者への各種支援制度があります。販路拡大のために展示会や見本市などに出展したときや新商品、新技術の開発などを行う場合に補助金を交付します。また、融資を受けた場合に、利子の一部を補給する制度もあります。ご活用ください。



産業部 商工観光課
995-1857

中小企業販路拡大事業補助金

展示会や見本市などに自社製品や自社技術を出展する場合に必要な経費の一部を補助します。

対象経費／会場使用料、小間装飾経費、会場内備品借上経費、通信運搬費、印刷製本費

補助金額／対象経費の1／2以内。上限20万円。

特別政策資金利子補給金の交付

県特別政策資金融資制度と総合特区支援利子補給に係る貸付を利用する市内の中小企業者に、上乗せして利子補給します。

対象制度

〈国制度〉

① 総合特区支援利子補給（総合特区計画の推進にかか
る事業を行う中小企業者への支援）

〈県制度〉

② 開業パワーアップ支援資金（新たに開業しようとす
る中小企業者への支援）

③ 新分野貸付（新たな事業を行う中小企業者への支援）

④ 経営革新等貸付（経営革新計画などの承認を受け、
設備投資を行う中小企業者への支援）

⑤ 成長産業分野支援貸付（成長産業分野に関する事業
を行う中小企業者への支援）

⑥ クラスター産業分野支援貸付（クラスター産業分野
に関する事業を行う中小企業者への支援）

利子補給率／0.47%

補給期間／①▶5年 ②～⑥▶10年

申込方法／資金を借り入れた日から1カ月以内に必要書類を商工観光課に提出してください。

中小企業経営革新事業補助金

新商品や新技術の開発、新役務や新たな販売方式の導入など県から経営革新計画の承認を受け事業を実施する場合に補助します。

補助金額／対象経費の1／2以内。上限100万円。

小口資金利子補給

市内の小規模事業者が、小口の事業資金の融資を市の取扱金融機関から受けた場合、利子の一部を市が負担します。

融資対象者／主な要件は次のとおりです。

- 市内に店舗や工場、事務所などがあり、同一事業を1年以上営んでいる小規模事業者
- 事業税、市民税の滞納がないこと
- 保証協会の信用保証対象資格があること

融資の条件

資金用途／事業資金または運転資金

融資限度額／700万円

融資期間／5年以内

償還方法／月賦または割賦償還

利子補給率／1.08%

速報

中小企業向けの講演会と個別相談会を開催予定

市では、中小企業の販路拡大や起業を応援するため、中小企業者向けの講演会を9月に、個別相談会を10～12月に開催する予定です。講師は、富士市産業支援センターf-Biz（エフビズ）のセンター長である小出宗昭さんです。エフビズは、1,000件以上の新規ビジネスの立ち上げを手がけた実績をもとに運営されていて、そのノウハウに全国から注目が集まっています。